

興福寺所蔵「有法差別本作法義」とその紙背文書

歴史研究室

興福寺の古文書・聖教箱の第69函から第75函までは「古徳論草」と仮称された未整理の聖教が収められている。ほとんどが卷子本であり、首尾完存のものは希で、大部分は糊離れの断簡の状態になっており、現在その接続・整理作業を継続中である。内容は論義の草稿や法相関係典籍の注釈的なものが多いが、書名不明のものがかかなりある。奥書からみると平安時代末期から江戸時代のものまで混在しており、その多くには紙背文書が存している。全貌はまだ明らかでないが、今回はそのうち、端裏外題に「有法差別本作法義」と題する問答体の因明に関する解釈書1巻、及びその紙背の平安時代文書を紹介しよう。

まず本書の書誌的所見を記すと、卷子本で、料紙は楮紙、表紙・軸はなく、巻首部の端裏外題を含む部分が少々欠損している。紙数は13紙、一紙の法量は縦30.4cm、横54.5cm、無界で、本文には同筆の返点・送仮名がある。継目裏ごとに胡桃型黒印が一顆ある。同印が巻首右端に半分あること、及び内題がなく第1紙右端から直ちに本文の記載があることからすると前翻本の可能性が高く、端裏外題は前翻部の分離後の追記ということになる。しかし、端裏外題の筆跡は本文と同筆と見得ること、訂正・加筆の多い草稿本であり、書籍としての体裁が整っていないとも不思議はないことからすれば、なお検討の余地がある。

本書の成立時期は、第7紙末尾に「嘉応二年夏五月十九日申刻之末馳筆了」とあることにより、第7紙までについては知ることができる。次の第8～13紙も同筆であり、おそらく第7紙までで一旦成立したものに、更に追加書継ぎをしたのであろう。そのことは次の紙背文書の検討からも確かめられる。また第13紙に奥書はなく、筆者名も知られない。第13紙末尾に花押が一顆あるが、誰のものか判明せず本文との関係も明らかではない。従って最終的な成立時期は不明だが、第7紙の奥書の嘉応2年(1170)からそれほど距たるものではないであろう。

紙背文書は第6紙を除いて全てにあり、合計12通が存する。その文書名と日付を料紙順に示したのが別表である。このうち年紀のある(3)(7)(9)の3通はいずれも本書の最初の成立時点に近いが、特に(3)の日付は極めて近接している。他の日付のみ知られるものを含めてみると、(6)までは4、5月であり、年紀のある(3)と同一日付のものもあるのに対し、(7)以降は全て7月であるという歴然とした相違がみられる。そして(6)までの文書で年紀のあるものは嘉応2年であり、(7)以降は嘉応元年であることからみて、(6)までの日付のないものや知られないものも嘉応2年のものであり、(7)以降は同じく嘉応元年のものと考えて差支えないと思われる。また(6)の書状は第7紙に記されているが、上述のように「有法差別本作法義」は第7紙までで一旦成立していることからすると、反故文書の使用状況に第7紙までとそれ以後とで相違が表われるのは自然であるといえよう。おそらく、本書の筆者は料紙として手近にあった書状等を利用したのであり、それらの大部分は筆者充てのものだったと思われるが、更に憶測すれば、これらの

文書は大体到来順に保管されていたのであり、第7紙までを書く際にはたまたま到来後間もない文書の一群を、それ以後を書継ぐ際には一年前の7月の文書の一群を抜き出し用いたのではなかろうか。

次に、書状の充所の記載から本書の筆者を考えてみよう。12通の文書のうち、(4)は後欠のため不明であるが、(2)非院御房、(6)已講御房、(8)已講御房の3通の充所が知られ、他は充所の記載がない。(4)の文中には「非院已講」の記載がみられることから、非院御房、已講御房とあるのは非院已講御房のことでであると解され、充所の知られる3通全部が同一人充

文書番号	料紙番号	年月日	文書名
(1)	1	(ナシ)	某書状
(2)	2	4. 9	某書状
(3)	3	嘉応 2. 5. 14	僧勝尋酢送状
(4)	4	?	某書状(後欠)
(5)	5	5. 14	範覚書状
(6)	7	5. 15	良覚書状(前欠)
(7)	8	嘉応 元. 7. 18	僧良慶瓜送状
(8)	9	7. 26	覚演書状
(9)	10	7. 26	隆範書状
(10)	11	7. 13	某書状
(11)	12	7. 16	権律
(12)	13	嘉応 元. 7. 27	僧教恩瓜送状

てであることから、他のほとんども非院已講と称される僧侶充てのものとみて誤りないと思われる。この僧はその称から、興福寺にかつて存在した子院である菩提(非)院を住房としていたことが知られる。已講とは興福寺維摩会講師を遂げ、続いて翌年の宮中御齋会、薬師寺最勝会講師を勤めた者を称し、南都の僧として僧綱の地位への最短距離にあった者をいう。この当時菩提院の僧で已講の地位にあったのは、仁安3年(1168)に維摩会講師を遂げた藏俊であり、この菩提院已講は藏俊のこととみて間違いなであろう。彼は承安2年(1172)正月に法橋に叙され、安元2年(1176)5月に権律師に任ぜられ、治承2年(1178)閏6月に権少僧都に昇任し、同3年5月には権別当に補任されており、修学者出身として異例の栄達をとげた。しかし何よりも藏俊は法相教学の主流に位置した勝れた学僧として著名であり、「法相宗章疏目録」をはじめ多くの著作を残している。上記の地位もその学業研鑽のたまものであろう。治承4年9月に没するが、建保2年(1214)には僧正の官を贈られている。

藏俊は法相宗の碩学として当然のことながら、「因明大疏抄」等の因明関係の著作も多くあり、「有法差別本作法義」の著述は知られないものの、「興福寺流記」によれば、有法差別本作法について藏俊が関説していることが窺われるので、その義を釈した書を著すことは十分ありうることである。以上のことから本書は菩提院藏俊の作と判断して差支えないと思われるのであり、ここに彼自筆の新たな著作を加え得たことになる。

紙背文書の内容は談義・法会等に関するものが目立つが、あるいは本書もそのような法会の用意のために草された可能性がある。なお(10)の中僧正は、天治2年(1125)から保延4年(1138)にかけて2度別当となった玄覚と考えられ、覚教法橋は長寛2年(1164)頃にその存在が知られる。また(9)の隆範は元暦元年(1184)に維摩会賢義を勤めている。(加藤 優)

同第7紙奥書

参候、抑天下大□候上、^{〔押之〕}彼人もなかよ□
 なり候なんと申て候は、よきていに申
 候しかは入堂なんとも侍候、存見□
 候也、人々も其由申候に諸事不叶□
 かく罷過候也、ひ□たへて候、^{〔息之〕}いみ□
 いくかはかり御社なんとへはまいり□
 ふらはさるやらん、既三七日にはなり候
 たり、参上侍候て何事申承候へし、
 彼沙汰何様候□ん、^{〔はさ〕}よくく真実た□
 ねて沙汰の候へきと覚候也、無実にて
 かくて候、わひしく候、委事見参□
 申承候へし、恐々謹言、

七月廿六日 隆範^{〔申之〕}

同第13紙末尾

(10) 某書状

中僧正御房僧綱分立義聖教院覚教法橋作ハ候、
 随思出注進如件、謹言、

七月十三日 □勝申文

(11) 権中納言某書状

不審之間悦承了、
 五色十合返々神妙候、
 毎年御志不可申盡
 候事也、

抑南京少僧今年可遂
 法花會豎義候、而饗
 進物之間少々御助成
 候哉如何、他事追可申
 候々、謹言、

七月十六日権中納言□□

(12) 僧教恩瓜送状

進上

御瓜壹荷者

右進上 状 如件、

嘉応元年七月廿七日僧教恩上

〔有法差別本作法義〕紙背文書

(1) 某書狀

〔返^マ〕花只今不候也、相

尋可然進候也、

今年花実無^{〔極^マ〕}候□、

恐、謹言

□□

〔端裏切封表書〕

□□□□

(2) 某書狀

彼尼上已□□□^{〔于^マ〕}没後事□、

旁令沙汰候料ニ雖罷出候、

被立嫡子候之間、万事愚身□^{〔之^マ〕}

沙汰候也、仍可籠居之支度□

也、可然者此間可罷渡候□、

依念、不能委□候、恐、謹言、

四月九日

□□□□

井院御房

(3) 僧勝尋醉送狀

進上

御酢壹瓶子

右所令進上 如件、以解、

嘉応二年五月十四日僧勝尋

(4) 某書狀〔後欠〕

雖不思懸事東金堂

衆幸玄此十余日每

日兩三度出来歎申

事候也、付申旁雖

有恐有憚、委令尋聞

給、内、井院已講御許

貴房被申様令申給

哉、如承者件童□^{〔之^マ〕}所為

実以不穩便、然而如此若氣

所為不始于今事歎、但尚

(5) 範覺書狀

先日所令申候大乘論

談義必、可申請候、生涯

大事候也、寺のわか学生其中

あひ可候也、仍如然談義大切候

也、委細可^{〔注^マ〕}賜候耳、

五月十四日 範覺上

(6) 良覺書狀〔前欠〕

之處、尋子細任先例沙汰了

事也と御定候、又木守等に令

見陳狀候へハ、書如此祭文持

来候也、仍為 御覽進上之、

此事非私進止候也、仰給

事更以致忽諸不候、且大^{〔可^マ〕}

明神可^{〔令^マ〕}令知見御候者

也、恐、謹言、

五月十五日、良覺 侍

謹、上 已講御房□

(7) 僧良慶瓜送狀

進上

御瓜一荷

右進上如件、

嘉応元年七月十八日 僧良慶上

(8) 覺演奉書

来月御講筵之間題可奉注

御之由所候也、恐惶謹言、

七月廿六日 覺演□

進上 已講御房侍

(9) 隆範書狀

指事不候間常不令申候、又□^{〔不^マ〕}